

歴史とともに生活するく土木遺産の活用事例からく

柏陽高校 木村芳幸

はじめに

近代建築のも持つ意義とその保存・活用に関して、過去にもこの研究報告で紙面をいただき述べさせていただきました。今回は、関東歴史教育協議会神奈川大会での発表の内容を中心として、目先をかえて横浜市中心部のみなとみらい21地区での土木に関する近代化遺産の活用事例や登録文化財制度を中心に紹介し、多少の私見を述べさせていただきます。

一 なぜ、近代建築や近代化遺産にこだわるのか

以前の研究報告でも述べさせていただきましたが、それらの文章をお読みでない方も多くいらつしやると思いますので、今一度、近代建築の持つ意味などについて考えて生きたいと思えます。

現在建っている神奈川県庁本庁舎は、関東大震災で三代目庁舎(片山東熊設計のフランス風の建物)の崩壊後、設計コンペを行い、その一等案をもとに施工されたものです。コンペでは、入港する船から見えるような塔を建造することが条件となっていました。図1の一等案を見てください。細かい装飾に直接日本風の部分がある訳ではありませんが、全体を見るとなんとなく日本風の印象をもつと思います。設計者も「我が国風」と言っています。第二等案の装飾のほとんどないモダンなイメージを持つ案とその印象は大きく違います。昭和初期、不景気が続き、テロが頻発し、満州への進軍がはじ

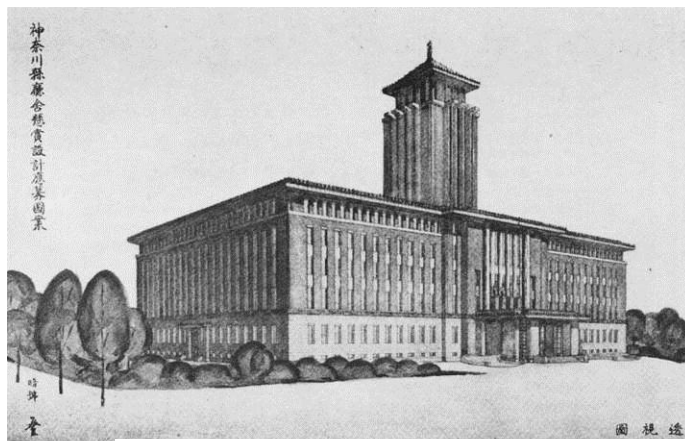


図1 神奈川県庁設計競技(コンペ)一等案

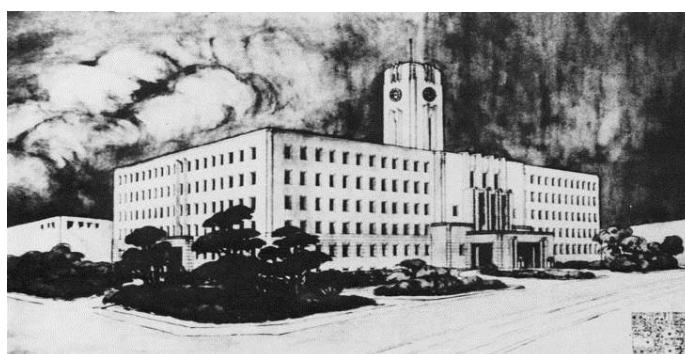


図2 神奈川県庁設計競技(コンペ)二等案

まるという「日本の文化・経済の欧米からの自立」が強く意識された時代を象徴するような案が一等となっています。このような「我が国風」のイメージを持つ建物の建築はその後も続き、現存するものとしては九段会館(旧軍人会館)、愛知県庁、名古屋市役所などがあり、帝冠様式とよばれています。

また、神奈川県庁本庁舎の内部は、とても太い柱が数多く配置されていて、息苦しさを覚えるほどです。この内部の頑丈さの背景となるものももちろん関東大震災の恐怖体験です。

建物は、それぞれの時代の技術・文化・社会などいろいろなもの

を背景にして建築されており、注意深く観察してゆけば、その時代に生きた人々の感情さえも読み取ることができます。しかし、建築後八〇年以上を経たそれらの多くは、空調や配線、建物の容積率などの使い勝手の悪さから次々に壊されています。これらの建物を生かしながら生活してゆくことの大切さを私は多くの人に知ってもらいたいと思います、授業実践をしています。

二 ドック ―みなとみらい21地区の土木遺産の活用事例1―

今回は近代建築ではなく、土木遺産を中心に紹介してゆきます。横浜駅とJR桜木町駅の間（海側）に広がるみなとみらい21地区は、一九八〇年代まで造船所がありました。横浜の水と港の恩人といわれるH・Sパーマーの進言により、みなとに不可欠な船の修理や建造用のドックが明治中期に造られ、横浜船渠株式会社ドックとして貨客船氷川丸をはじめとする多くの船の建造をおこないました。また、横浜生まれの作家である長谷川伸や吉川英治もここで働き、吉川英治の作品の舞台ともなっています。このドックは戦後、三菱重工の施設として日本の高度経済成長の一翼を担ってききましたが、ドックが横浜市中区本牧の埋立地へ移転をし、施設としての役割を終えました。

現在のみなとみらい21地区には港ではなくオフィス街となっています。船の荷役は人力によるものからクレーンとコンテナをもちいたものとなり主要な埠頭機能は本牧・大黒埠頭などへ移転をしていったからです。図3の下方（南）が桜木町駅側です。中心部分が再開発の主要部分で、右下の埠頭の形を保っている部分が明治期に造られた新港埠頭部分です。ドックは桜木町駅近くにありますが、



図3 みなとみらい21地区（グーグルアースより引用）

このオフィス街でドックをどのように活用しているのでしょうか。図4の1号ドック（国重要文化財）は、長く練習帆船として使用された日本丸を保存するドックとして活用されています。ここではドックの形状・設置場所などには変更が加えられずにいます。しかし船を浮かべるために常に水を張った状態ですので、ドックの構造



図5 旧二号ドック 活動事例



図4 旧一号ドック 活用事例

などを目にする機会はほとんどありません。図5は、まず背景を見てください。日本で一番高いビルとして有名なランドマークタワーのすぐ近くに位置していることが分かります。また、ドックの上には歩道橋がかかり、ドック先端部分には滝が設けられるなど、かなりの改造が加えられているのが分かります。実は2号ドックは、厳密に言えば長さも、幅も、立地する位置も元とは変更をされています。さらに言えば写真に見えるドック横の開口部から内部に入ることができ、レストラン街となっています。つまり、原形に大幅に変更がくわえられているのです。こちらのドックも国重要文化財に指定されています。指定にあたっては文化庁内部でもこの改造について、いろいろな意見があったといえます。また、郷土史の研究者などからも、この改装について批判的な意見が寄せられました。しかし、私はこのような形で保存・再生は土木産業遺産では肯定的に捉えています。なぜなら、土木産業遺産の多くは現役時代には一般の人の目に触れることは少なく、その存在さえも広くは知られていないものも多いからです。このドックの場合も、現役時代は一般の目に触れることはなかったでしょう。

しかし現在では、市民のイベントスペースとして、公園の一部として、レストラン施設として多くの人にその存在を知られ、身近に触れることができるようになっていきます。もちろん、すべての土木遺産にこのような改装を施すことは良くないと思いますが、一部の施設では2号ドックのような保存形態も積極的に採用されているのではないかと考えています。最終的に重要文化財に指定されたのも土木遺産の保存・活用の先進的事例として、一定の評価を得たからだと聞いています。

三、鉄道橋 ―みなとみらい21地区の土木遺産の活用事例2―



図6 港橋梁 『横浜の土木遺産』から引用

横須賀の浦賀にも、浦賀船渠（後に住友重工業）のドックが残されています。その保存活用方法についてはいろいろな意見がだされていますが、すでに保存されている浦賀の川間ドックは活用が図られておらず、訪れる人も少ない現状から考えると、操業時そのままを凍結したような保存は現実的ではないのかもしれないかもしれません。もちろん、歴史を学ぶものとしては、クレーンなどの機械類（すでに多くは取り外されています）・附属する建造物などすべてを動態保存して活用していくのがベストですが、浦賀の例に限らず理想の姿ばかりを追い求めては、すべてを失う、という結果を招くこともあると思います。



図7 自動車道としての現状

次は桜木町から新港埠頭へ延びる鉄道橋です。この鉄道橋は一部を堤上に一部を橋として構成し、埠頭が船舶でにぎわった頃には、輸出入品や旅をする人々を乗せた汽車が数多く通ったところです。

この道は現在「自動車道」と名付けられ、新港埠頭地区の映画館や赤レンガ倉庫へ行く遊歩道として、多くの人が通行しています。ドックの例と同じようにこの施設も現役時代は、一般の人が足でこの場を踏みしめる、ということはありえない場所です。鉄道橋の雰囲気は変わってしまいましたが、良好な活用事例だと思えます。

四、登録文化財制度について

さて、ここで保存・活用を促す制度である登録文化財制度について紹介します。以下は、大変に分かりやすい説明をしていますので、長野市のHPから引用させていただきます。

・文化財登録制度とは、私達の身近にある文化財を「ゆるやかに守る」制度です。ここでは、建造物における従来の文化財指定制度との違いについてご説明します。

・登録文化財（建造物）の基準とは？

登録文化財（建造物）は、建築から五〇年を経過し、歴史的な景観の一部を構成しているなどの条件を満たした建造物が対象となります。登録の基準についてご説明します。

・登録文化財に必要な手続きは？

登録の申請は原則として所有者が行います。建造物における手続きの方法についてご説明します。

登録文化財（建造物）の優遇措置

文化財登録されると、税制上の優遇措置などを受けることができます

・登録文化財（建造物）の対象基準

建築後五〇年を経過した建造物で、下記の基準に該当するもの

国土の歴史的景観に寄与するもの

特別な愛称で広く親しまれている場合

(例) 〇〇の洋館、××の赤レンガなど

その土地を知るのに役立つ場合

(例) 地名の由来となった建造物（〇〇橋など）

絵画などの芸術作品に登場する場合

(例) 北斎の浮世絵に描かれた建造物、歌謡曲に登場する橋など造形の規範となっているもの。

デザインが優れている場合

(例) ゴシック様式の協会、古典様式の銀行

著名な設計者や施工者が関わった場合後に多く造られるもの初期の作品

(例) 昭和初期のモダニズム建築物

時代や建造物の種類の特徴を示す場合

(例) 茅葺屋根の農家、下見板貼の洋館
再現することが容易でないもの

優れた技術や技能が用いられている場合

(例) なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院

現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合

(例) 黒漆喰塗の町屋

珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合

・文化財登録の手続き

1、登録する物件を決める

築五〇年を経過しているか

登録のための要件を満たしているか

所有者の確認

2、物件に関する調査の実施

専門家等による調査の実施

関係書類の作成

3、書類をそろえて、市教委へ提出

4、市教委から県を経由して、文化庁へ推薦

5、文化庁の調査、登録について意見照会

6、国の文化審議会にて審議

7、審議会から登録の答申が出る

- 8、文化庁より登録の通知
- 9、登録証・登録プレートの発行
- 10、登録文化財（建造物）に適用される優遇措置
 - ・保存・活用するために必要な修理の設計監理費1／2を国が補助
 - ・市町村で家屋の固定資産税を1／2に軽減
 - ・改修に必要な資金を日本政策投資銀行より低利で融資（所有者が法人の場合）
 - ・相続財産評価額の3／10を控除

長い引用になりましたが、このように登録文化財制度とは、所有者自らが申請して登録してもらおう制度です。したがって、文化財に関する意識が高い所有者や行政担当者が多い地域であれば多くが登録されますが、そうでなければ登録が進まない地域もある制度でもあります。また、登録することによる経済的メリットも少なく、文化財の現状が維持できずに、登録を解除し取り壊してしまうことも可能な制度であり、箱根宮ノ下の奈良屋旅館のような例も散見されています。

つまり、その他の近代化遺産に関する国や地域の取り決め同様に各自の意思を尊重し、その行動を助ける制度なのです。何かを強制的に守ったり、行わせたりする制度ではありません。指定文化財制度とはその趣旨が異なる制度なのです。蛇足ですが、その趣旨を踏まえると、登録文化財に「登録された」とはいいますが、「指定された」という言い方は間違えとなります。また、重要伝統的建造物群保存地区も「指定された」とは言わず「選定された」といいます。これも登録文化財と同様の趣旨があるからです。登録文化財となる



図8 登録文化財のプレート

と図8のようなプレートが送られてきます。プレート専用の台座をつくって設置をする方、部屋に飾っておく方、建造物そのものに取り付けられる方などそれぞれの思いが伝わって、観察して楽しくなる光景でもありまし、時には複雑な心境になることもあります。

五、赤煉瓦倉庫 — みなとみらい21地区の土木遺産の活用事例3 —

再び、活用事例にもどって赤煉瓦倉庫について紹介します。

多くの方が一度は訪れたことがある場所だと思えますので、その歴史や活用の現状は省略し、保存・活用にあたってのデザイン上の特色について述べたいと思います。

図9はみなとみらい21地区の赤煉瓦倉庫です。倉庫の前面にガラスで囲まれたテラスがあります。大きな写真で掲載していますが、多くの方は、煉瓦の重厚な倉庫とガラスのテラスとの組合せに違和感を抱かないのではないのでしょうか。近代建築の保存・再生では商業施設であるかどうかに関わらず、多くはこのような装飾性の薄い、ガラスや鉄のパイプなどを使用した改装を行います。理由はこのようなシンプルな形状の素材は自らが主張せず、近代建築の持ち味を損なわないからです。また、倉庫前面の舗装を見てください。写真では判別しにくいと思いますが、道はかまぼこ板状の石材で舗装



図9 赤レンガ倉庫

されています。古くは馬車が通るためにこのような舗装がされていました。再整備以前はかなり磨り減った状態でしたが、このような形で再現され、再舗装されました。旧来の磨り減った部分も一部残して欲しいという思いもありますが、赤煉瓦倉庫とよくマッチし風情のある景観を形成しています。

おわりに

横浜は二〇〇九年に、開港一五〇周年をむかえます。節目の年として数多くのイベントが計画されていますし、港湾部の再開発も盛んに行われています。開港当初の面影を伝える大棧橋付け根の防波堤と船溜まりである「象の鼻地区」も大正期の埠頭の様子に近い形での再整備が始まり、そこにあった東西上屋倉庫も取り壊れました。また、旧生糸検査所（横浜第二合同庁舎）の裏手にあった帝蚕倉庫の生糸を保管した倉庫群も現在、取り壊されている最中です。外国人商館であったストロングビルも二〇〇七年に取り壊されています。遺され、活用されている近代化遺産は一部であり、その一部分を免罪符にして周辺部に広がる港の遺産を取り壊してしまうことは避けなければなりません。また、再整備するにしても、近年あちらこちらの街で見られるパターン化した再生手法をとるのではなく、横浜の歴史や地域性を生かした横浜らしい建築・土木遺産の再生が望まれます。また、構造物の再生だけでなく、その利用手法も大切です。行政だけでなく、市民の活動、教育など多様な積み重ねが問われる時代になるのではないのでしょうか。